

試験問題

会社名:

役職:

氏名:

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

|    |                                                                                        |   |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 1. | 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。                      | × |
| 2. | 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業のことである。                      | ○ |
| 3. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。                                          | ○ |
| 4. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、届け出なければならないが、運送の申込者との特約がある場合は、届け出ていない運賃を收受することもできる。          | × |
| 5. | 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更にあたっては、当該運賃及び料金を実施した日から速やかに、運賃及び料金変更届出書を提出しなければならない。            | × |
| 6. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、公示された標準運送約款と同一の運送約款を適用する場合は、認可を受けなくても良い。 | ○ |
| 7. | 一般旅客自動車運送事業者は、正当な事由がない限り、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送を行わなければならない。                             | ○ |
| 8. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更にあたっては、事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。                   | ○ |

|     |                                                                                                          |   |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 9.  | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。                                                    | ○ |
| 10. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を開始する日までに安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。                                              | ○ |
| 11. | 安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であり、かつ、要件を備える者のうちから選任しなければならない。                                         | ○ |
| 12. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。                                                  | × |
| 13. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言に従わなければならない。                                                            | × |
| 14. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。 | ○ |
| 15. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。                                           | ○ |
| 16. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させることができる。                                          | × |
| 17. | 一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。                                                           | × |
| 18. | 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができるが、一般貸切旅客自動車運送事業者は負担金の納付に応じないこともできる。                       | × |
| 19. | 一般貸切旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有する役員を変更しようとする場合には、許可をした行政庁へあらかじめ届け出る必要がある。                                       | × |

|     |                                                                                                                                    |   |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 20. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者(氏名及び住所を明らかにする者)に対して、遅滞なく弁明しなければならない。                                                    | ○ |
| 21. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。                                                                        | ○ |
| 22. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、いかなる動物も旅客の現在する事業用自動車で運搬してはならない。                                                                                    | × |
| 23. | 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。 | × |
| 24. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備えていればよく、点呼の際に、気付かず故障したアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について確認を行ったとしてもやむを得ない。                                     | × |
| 25. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等が乗務したときは、業務記録を事業用自動車ごとに記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。                                                     | × |
| 26. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面により点呼を行わなければならないが、乗務を終了した運転者に対しては電話による点呼でも良いこととされている。                                             | × |
| 27. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、電磁的記録を3年間保存しなければならない。                                     | ○ |
| 28. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として、運行ごとに運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行わなければならない。                                                                  | ○ |
| 29. | 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を実施するか若しくは事業用自動車の運転者に携行させなければならない。                                    | × |
| 30. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。                                       | ○ |

|     |                                                                                                                     |   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 31. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。                                | ○ |
| 32. | 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。                                                                                | ○ |
| 33. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者の補助者を選任することができるが、届出の必要はない。                                                                     | × |
| 34. | 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、いかなる場合も運送の引受けを拒絶することはできないと規定している。                                                             | × |
| 35. | 輸送実績報告書は、毎年5月31日までに報告しなければならない。                                                                                     | ○ |
| 36. | 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は、3時間を超えないものとしなければならない。                                                              | × |
| 37. | 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、貸切バスの利用者に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的の一つとしている。 | ○ |
| 38. | 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「輸送の安全に関する基本的な方針」は定めがない。                  | × |
| 39. | 10人以上の負傷者が生じた事故が発生したときは、電話、FAX等適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。                                          | ○ |
| 40. | 自動車運送事業の用に供する自動車は3か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。                                                                           | ○ |